「内部質保証の方針と手続き」に基づき学長が定める事項
外部評価委員会の設置及び運営に関する方針

内部質保証の方針と手続き5.に基づき、同方針の実施のために必要な外部評価委員会の設置及び運営に関する方針を以下の通り定める。

1.設置

跡見学園女子大学（以下「本学」という。）は、内部質保証の方針と手続きに基づき認証評価機関が定める評価基準による自己点検･評価結果を公表するための手続きとして、自己点検・評価の客観性と妥当性を高めるため、外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2.審議事項

委員会は、学長の諮問に応じ、次の事項を審議し、その結果を基に意見を学長に述べる。

（１） 自己点検・評価推進委員会が原案を作成し、全学自己点検・評価委員会が検証した自己点検・評価報告についての評価

（２） その他内部質保証に関する重要事項

3.構成

3.1 委員会は、委員５名以内をもって構成する。

3.2 委員は、高等教育に関して高い見識を有する者、本学が参画する地域連携活動の関係者その他学識経験を有する者から学長が委嘱する。

3.3 委員会に、委員長を置く。委員長は、委員の互選により選任する。

3.4 委員長は委員会を主宰する。

3.5 委員長に事故があるときは、委員長の職務を代行する者として委員のうちからあらかじめ互選された者が委員長の職務を代行する。

4.委員の任期

委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

5.委員会及び議決

5.1 委員会は、委員長が招集する。

5.2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、委員会を開き議決することができない。

5.3 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

6.事務局

委員会の事務局は庶務課に置く。

7.改廃

この方針の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が行う。

附　則

この方針は、令和４年１月19日から施行する。

附　則（令和５年４月１日）

この方針は、令和５年４月１日から改正施行する。